

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	私立高等学校等就学支援費補助金関係事務 基礎項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青森県は、私立高等学校等就学支援費補助金関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

青森県知事

公表日

令和7年1月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	私立高校等就学支援費補助金関係事務
②事務の概要	私立の高等学校等における教育の振興と保護者等の授業料等の負担の軽減を図るため、県内の私立の高等学校等の設置者が行う私立高等学校授業料等軽減事業に要する経費について、青森県私立高等学校等就学支援費補助金を交付する事務。 ① 補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ② 補助事業の状況若しくは実績の報告の受理、その報告に係る事実についての審査又はその報告に対する応答に関する事務
③システムの名称	統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
青森県私立高等学校等就学支援費補助金等ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第3条第1項 別表第1の1の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども家庭部県民活躍推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	青森県総務部総務文書課 青森県青森市長島一丁目1番1号 017-734-9083
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	青森県こども家庭部県民活躍推進課 青森県青森市長島一丁目1番1号 017-734-9869
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底を厳守している。また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請等(USBメモリを含む)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☒ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月18日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	・番号法第19条第14号	・番号法第19条第14号(改正番号法第19条第8号)	事後	定期見直しによる修正
平成29年8月4日	I 関連情報－5. 評価実施機関における担当部署－②所属長	課長 前田 泰三	課長 菊地 猛	事後	定期見直しによる修正
平成30年11月6日	I 関連情報－5. 評価実施機関における担当部署－②所属長の役職名	課長 菊地 猛	課長	事後	様式の変更による修正
令和1年6月25日	IV リスク対策	なし	(新規項目)	事後	基礎項目評価書の様式変更に伴う変更
令和3年3月29日	II しきい値判断項目 -1. 対象人数-いつ時点の係数か -2. 取扱者数-いつ時点の係数か	平成27年11月16日	令和3年3月1日	事後	5年経過による再評価
令和3年3月29日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	・番号法第19条第14号 ・法律第十九条第十四号	・番号法第19条第8号 ・法律第十九条第八号	事後	5年経過による再評価
令和3年3月29日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[] 接続しない(提供)	[○] 接続しない(提供)	事後	5年経過による再評価
令和3年3月29日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	(非該当)	事後	5年経過による再評価
令和3年9月8日	I 関連情報－4. 情報ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・法律第十九条第八号 ・法律第十九条第七号	・番号法第19条第9号 ・法律第十九条第九号 ・法律第十九条第八号	事後	法改正に伴う号ずれによる修正
令和7年1月27日	I 関連情報－5. 評価実施機関における担当部署－①部署	総務部総務学事課	こども家庭部県民活躍推進課	事後	時点修正
令和7年1月27日	I 関連情報－7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	青森県総務部総務学事課 青森県青森市長島一丁目1番1号 017-734-9869	青森県総務部総務文書課 青森県青森市長島一丁目1番1号 017-734-9083	事後	時点修正
令和7年1月27日	I 関連情報－8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	青森県総務部総務学事課 青森県青森市長島一丁目1番1号 017-734-9869	青森県こども家庭部県民活躍推進課 青森県青森市長島一丁目1番1号 017-734-9869	事後	時点修正
令和7年1月27日	IV リスク対策－8. 人手を介在させる作業	なし	(新規項目)	事後	基礎項目評価書の様式変更に伴う修正
令和7年1月27日	IV リスク対策－11. 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	(新規項目)	事後	基礎項目評価書の様式変更に伴う修正